

差止請求権の行使に関する訴訟その他の手続の概要及び結果の記録

<p>1. 案件名（案件管理番号）：K58 テーマパーク</p>
<p>2. 訴え提起等の相手方である事業者等の氏名又は名称： 合同会社 ユー・エス・ジェイ</p>
<p>3. 事案の概要及び主な争点：</p> <p>①事案の概要：</p> <p>原告が本訴訟で使用差止請求の対象としている条項は、利用規約に記載された以下の2つの条項（以下、下記「キャンセル不可条項」と「転売禁止条項」の2つの条項を併せて「本件各条項」という。）であり、本件各条項は、被告と消費者との間のチケット購入契約の内容になっている。</p> <p>①本件利用規約第8条第1項（以下、「キャンセル不可条項」という。） 「チケットの種別、理由の如何にかかわらず、購入後のキャンセルは一切できません。但し、法令上の解除または無効事由等がお客様に認められる場合はこの限りではありません。」</p> <p>②本件利用規約第3条第1項（以下、「転売禁止条項」という。） 「お客様が、第三者にチケットを転売したり、転売のために第三者に提供することは、営利目的の有無にかかわらず、すべて禁止します。」（※） ※本件条項第3条第1項の「また、営利の目的として第三者にチケットを無償で譲渡することも、禁止します。」の部分は差し止めの対象としない。</p> <p>②主な争点：請求の趣旨</p> <p>1 被告は、消費者との間で、インターネットを經由して、被告運営に係るテーマパークであるユニバーサル・スタジオ・ジャパンのチケットの購入契約を締結するに際し、別紙契約条項目録記載の下記条項を内容とする意思表示を行ってはいならない。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>（1）チケットの種別、理由の如何にかかわらず、購入後のキャンセルは一切できません。但し、法令上の解除または無効事由等がお客様に認められる場合はこの限りではありません。</p> <p>（WEBチケットストア利用規約 第8条：キャンセル、変更について）</p> <p>（2）お客様が、第三者にチケットを転売したり、転売のために第三者に提供することは、営利目的の有無にかかわらず、すべて禁止します。</p> <p>（WEBチケットストア利用規約 第3条：禁止行為について）</p> <p>2 被告は、前項記載の各条項が記載されたWEBチケットストア利用規約が印刷された規約用紙及び同規約が掲載されたウェブページを破棄せよ。</p> <p>3 被告は、その従業員らに対し、下記の内容を記載した書面を配布せよ。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>当社は、消費者との間でユニバーサル・スタジオ・ジャパンのチケット購入契約を締結する</p>

様式例（法第 30 条及び施行規則第 21 条第 1 項第 2 号関係）

に際し、別紙契約条項目録記載の各条項を含む意思表示を行いませんので、当社が当該各条項を使用したチケット購入契約を行うための事務は一切行わないようにするとともに、当該各条項が記載されたWEBチケットストア利用規約が印刷された規約用紙及び同規約が掲載されたウェブページは全て破棄してください。

4 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに第 1 項ないし第 3 項について、仮執行の宣言を求める。

4. 法的手続の種類：

①具体的な手続（該当するものに○）： ○訴訟 調停 仲裁 和解 強制執行 仮処分命令の申立て その他：()	②当団体の地位（該当するものに○）： ○原告(申立人) 被告(被申立人) その他：()
---	--

5. 訴え提起等の日：

2019 年 10 月 16 日

6. 係属裁判所（部）：

大阪地方裁判所第 4 民事部

※事件番号 大阪地裁令和元年ワ第 9185 号

7. 訴え提起等後の経緯及び結果：